

第二十二号議案

江戸川区立障害者就労支援センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年二月二十日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立障害者就労支援センター条例の一部を改正する条例
号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第二十九条第三項」を「第二十九条第三項第一号」に改める。

第十二条中「き損し」を「毀損し」に改める。

第十四条中「江戸川区規則」を「規則」に改める。

付 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(説明)

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)の改正等に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。